

< 付属書 2 >

国土強靱化への企業の寄与を促進する
税制の整備

目次

I. 「国土強靱への企業の寄与を促進する税制の整備」の要望事項	1
1. 要望の趣旨.....	1
2. 具体的に要望する税制の優遇措置.....	1
2. 1. 提案する政策スキーム全体の概要.....	1
2. 2. 具体的な優遇税制の案.....	3
II. 要望の背景・必要性および考え方などの説明	5
1. 要望の背景・必要性.....	5
1. 1. 東日本大震災の教訓 ～ 事前の備えの重要性が再認識された.....	5
1. 2. 多様な自然災害における地震の位置づけ ～ 被害が桁違いに大きい.....	5
1. 3. 東日本大震災後の企業行動の変化 ～ 事前の備えへの意識が高まっている...	5
1. 4. 企業の防災・減災対策を支援することの意義 ～ 公益的意義がある.....	7
1. 5. 防災・減災対策を促進する制度の整備状況 ～ 現状は不十分である.....	7
1. 6. 「津波対策の推進に関する法律」などの精神の具現化 ～ 喫緊の課題である..	7
1. 7. 国土強靱化基本計画の実効性の向上 ～ 企業へ参加呼びかけが必要である...	8
2. 要望する税制のフレームの基本的考え方.....	8
2. 1. 対象の事業者および行為をなるべく広くする.....	8
2. 2. 総合的な対策の一環として税制を位置付ける.....	8
2. 3. 行為主体間の役割分担と連携の促進を図る.....	8
2. 4. 企業のハード面の事前対策に焦点を当てる.....	9
2. 5. 企業の自発的な対策行動を後押しする.....	9
2. 6. 重点実施期間を定める.....	9
参考資料	10
参考資料1 中部圏を中心としたハード面における企業の防災・減災対策の事例.....	10
参考資料2 「中経連会員アンケート」(平成26年6月実施).....	12

I. 「国土強靱への企業の寄与を促進する税制の整備」の要望事項

1. 要望の趣旨

わが国は、東日本大震災によって多大な被害を受けた。この震災の被害を教訓に、わが国全体の防災・減災のレベルを引き上げていくことが重要である。特に、南海トラフ巨大地震や首都圏直下型地震などの発生の可能性が高いと言われており、これらの地震が発生すれば、甚大な被害を蒙ることとなる。そのため、これらの震災への対応を喫緊の課題として、防災・減災対策を進めるべきである。

東日本大震災では、被災地の住民の生命、財産およびその生活への被害のみならず、企業においても大きな被害を受け、その結果わが国経済も甚大な打撃を受けた。このため、国民経済全体のレジリエンス向上の観点に立ち、個々の企業が防災・減災対策を進めること、すなわち企業が地震動に加え、津波、液状化への対策を総合的且つ速やかに進めることが重要である。

平成 25 年 11 月に施行された改正耐震改修促進法は、住宅や不特定多数の者が利用する建築物について、利用者等の安全に主眼を置き当該建築物の耐震性の向上を図ることを趣旨とするものである。

これに対して、財・サービス等の生産の用に供する施設（建築物、土木構造物、機械設備等）について、事業者の事業継続性の向上に主眼を置き当該施設の耐震性等（津波、液状化対策を含む）の向上を図ることを趣旨とする政策が整備されることを望むものである。その政策は、税制、補助金、政策金融などを含めた総合的な政策とすることが必要であるが、その中でも税制に期待される役割は大きい。

これらの観点から、企業が防災・減災対策を推進し、もって国土強靱化へ寄与することを促進する税制の整備を是非ともお願いしたい。

2. 具体的に要望する税制の優遇措置

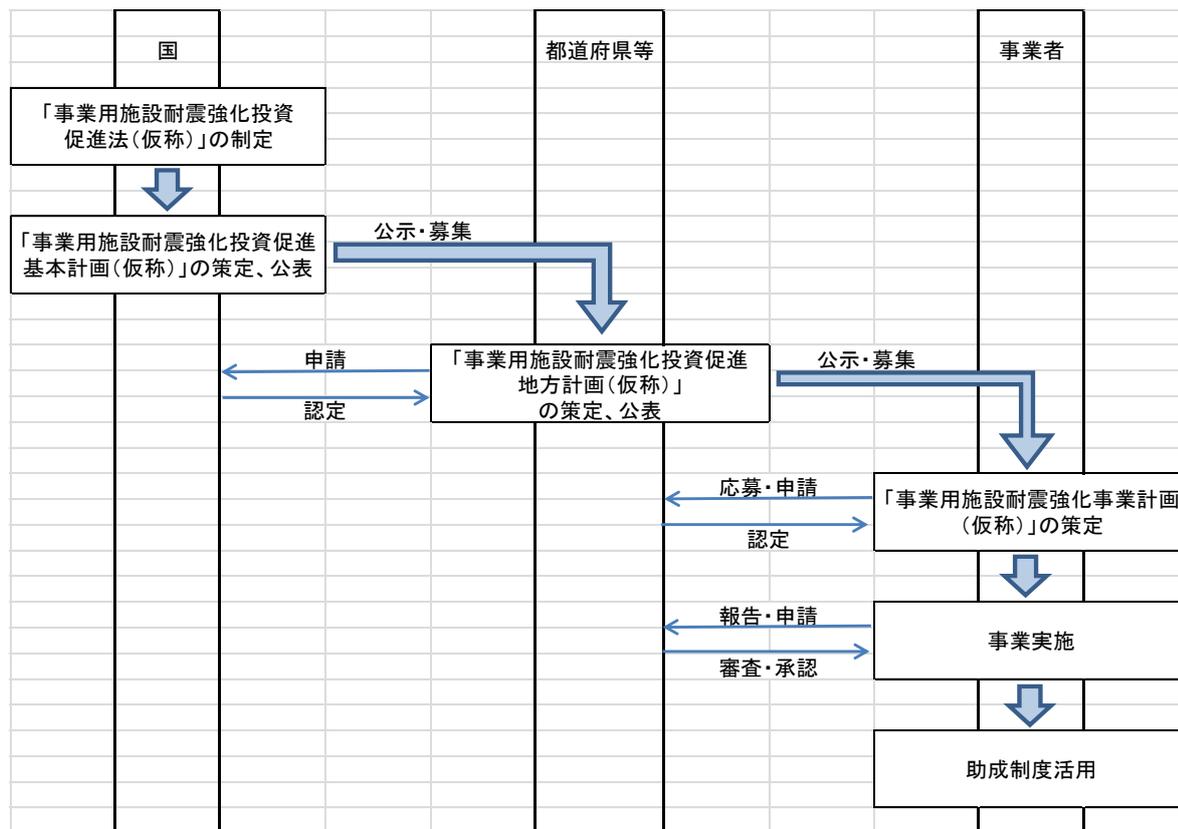
2. 1. 提案する政策スキーム全体の概要

地震等を念頭に置いた事業継続性を向上させるため、財・サービス等の生産活動を行う事業者が自らの事業の用に供する施設（建築物、土木構造物、機械設備等）の耐震性等の向上に資する設備投資を促進する法律を制定し、その法律に則って、政策を展開する。そのイメージは例えば以下のようなものが考えられる。

国は法律に基づいて、「事業用施設耐震強化投資促進基本計画（仮称）」を定め、これに係る基本方針を都道府県等に示す。都道府県等（その連合体を含む）は、各自治体の防災・減災に係る方針を踏まえ、適用を受けたい助成制度のメニュー（日本政策金融公庫等による低利融資、国による利子補給、中小機構等による債務保証、耐震性等の向上に資する設備投資を促進する税制など）等を内容とする「事業用施設耐震性強化投資促進地方計画（仮称）」を策定し、国に申請し、認定を受ける。

都道府県等は、国の認定を受けた「事業用施設耐震性強化投資促進地方計画（仮称）」を公表し、計画への参加者を募る。事業者は、自らの「事業用施設耐震性強化事業計画（仮称）」（以下、事業計画）を都道府県等に申請し、事業計画の認定を受ける。事業計画は、耐震強化等を予定する施設および工事の概要と、活用したい助成制度、助成制度の要件を満たすことを示す文書（工事の見積書など）からなる。事業計画の認定を受けた事業者は、先行して利用できる助成制度を適宜活用しながら事業を進め、都道府県は、事業者の計画が計画書どおりに実施されたことを確認し、事業者は優遇税制等の適用を受ける。

【図表】政策スキーム概念図



2. 2. 具体的な優遇税制の案

(1) 防災・減災に資する償却資産の取得に対する優遇税制

企業が防災・減災対策のために自主的に行った対策のうち、償却資産として計上される建物や設備等への投資に対する加速償却(取得価額の30%の特別償却)を可能とし、税額控除(取得価額の7%)との選択制とする。

ただし税額控除における控除額は当期の法人税額の20%を上限とし、控除しきれない金額は1年間繰り越し可能とする。また一定金額以下の軽微なものについては、即時償却を可能とする。

適用期間は、企業の防災・減災対策を集中的に促進するため5年間とする。対象となる設備投資は以下のとおり。

○事業用建築物の耐震化に係る設備投資

耐震性向上を目的とする既存の事業用建築物の改修・増改築であって関係基準等を満たす設備投資、あるいは事業用建物の新築・建替えであって関係基準等を満たす設備投資。

○津波被害の軽減に係る設備投資

津波被害の軽減を目的とする既存の防潮堤・防波堤の強化や新設であって関係基準等を満たす設備投資、あるいは避難を目的とする既存施設の高層階化や新設であって関係基準等を満たす設備投資。

○安全性のより高い場所への移転に係る設備投資

地震に係る被害を軽減できるより安全性の高い場所への移転を目的とする事業場あるいは施設の移転であって関係基準等を満たす設備投資。

○非常用機器の設置に係る設備投資

地震被害に係る事業の継続性の向上を目的とする非常用自家発電など非常用機器等であって関係基準等を満たす設備投資。

(2) 防災・減災に資する非償却資産の取得に対する優遇税制

企業が防災・減災対策のために自主的に行った対策のうち、非償却資産(土地)として計上される投資に対する7%の税額控除を可能とする。

ただし控除額は当期の法人税額の20%を上限とし、控除しきれない金額は1年間繰り越し可能とする。対象となる投資は以下のとおり。

○液状化対策に係る工事

地盤の液状化に係る被害の軽減を目的とする地盤改良等の工事であって関係基準等を

満たす投資については、その結果増加した土地の簿価。

※（１）および（２）については、環境関連投資促進税制等を参考にした。

Ⅱ. 要望の背景・必要性および考え方などの説明

1. 要望の背景・必要性

1. 1. 東日本大震災の教訓 ～ 事前の備えの重要性が再認識された

東日本大震災は、想定を上回る未曾有の被害をもたらした。防潮堤・防波堤などの防災基幹インフラの損壊、コミュニティーぐるみでの被災、サプライチェーンの麻痺による生産活動の停滞、雇用の場の喪失など、深刻な事態をもたらされた。ここから引き出される教訓は、事前の備えの重要性である。

事前の備えは、地震動による被害は言うまでもないが、想定を超えた津波と震源地から離れた地域における液状化現象も視野に入れる必要性を痛感させられた。

1. 2. 多様な自然災害における地震の位置づけ ～ 被害が桁違いに大きい

わが国は、多種多様な自然災害に備えなければならない。すなわち、震災のみならず、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、火山噴火、竜巻などの自然災害に対する社会経済全体の耐性を高めていくことが必要である。

しかしながら、地震は被害が桁違いに大きいことから、これらの中でも特異な位置づけを持つ。このことが、震災対策を促進する税制の早期整備が必要な理由である。

地震の中でも、特に、南海トラフ巨大地震や首都圏直下型地震などは、発生の可能性が高く、甚大な被害を及ぼすと言われており、これらの震災への対応を喫緊の課題として防災・減災対策を進めるべきである。

1. 3. 東日本大震災後の企業行動の変化 ～ 事前の備えへの意識が高まっている

(1) ゼネコンなどへの企業からの相談状況

- ・ 東日本大震災以降、相談件数は大幅に増加。(防災・減災に関するものが3倍超となったゼネコンもある)
- ・ 耐震などに対する相談は以前から見られたが、東日本大震災以降の特徴として、天井落下防止や津波対策に対する相談が増加している。
- ・ 津波対策として沿岸部に立地する企業からの内陸部への移転に対する相談が見られる。
- ・ 東日本大震災以前に見られなかった液状化に対する相談が見られるが、液状化対策は大掛かりでコストも高く、発注に至らないケースが多い。
- ・ 取引先からBCP対策を求められている企業からの相談も多く見られる。
- ・ 企業の構築物に対する耐震調査は、かなり進んでいるが、対策のコスト負担が大きいため、実施を決定できない企業が見受けられる。
- ・ 対策のコスト負担が大きいため、支援制度の有無についての問い合わせがある。

(2) 企業の防災・減災対策の状況のヒアリング結果

①地震動に対する対策の事例

- ・ 老朽化した本社ビルの建替え。
- ・ 工場内建屋の耐震の見直し。
- ・ 生産設備の固定化。
- ・ ダクト、照明などの固定化。
- ・ 天井落下防止対策。

②津波に対する対策の事例

- ・ コンサルティングを活用した津波調査。
- ・ 防潮堤のかさ上げ。
- ・ 防潮堤の建設。
- ・ 自社敷地に対する津波解析の実施および河川側への防波堤の建設。
- ・ 沿岸部に立地する施設に対する避難階段の設置と屋上の避難施設化。
- ・ 自社敷地内に近隣住民も利用可能な避難棟を建設。
- ・ 自家発電装置などの下層階から上層階への移設。
- ・ 生産拠点の内陸部への移転（計画の決定を含む）。
- ・ データセンターの内陸部への移転計画。

③液状化に対する対策の事例

- ・ 東日本大震災で受けた被害の復旧の際に、地盤が弱い部分に対して局地的な地盤補強を実施。
- ・ クレーンの設置部分の地盤補強を実施。
- ・ 対策が義務付けされたタンクへの対策の実施。

(具体的な事例については、参考資料1参照)

(3) 企業の防災・減災対策の状況のアンケート結果

- ・ 地震災害への対応策としては、まず地震動への対応（施設の耐震改修、制震補強、免震補強等の工事）が最も多くの回答数となった。
- ・ これに対して、津波対策（上層階への重要設備の移転、津波避難等の建設など）、液状化対策（地盤改良工事、構造物補強工事等）についても、数は下回るものの無視できない回答数がある。
- ・ 地震リスクの低い地域への施設の移転・新設は今後も引き続き行われる可能性が強い。

1. 4. 企業の防災・減災対策を支援することの意義 ～ 公益的意義がある

企業が施設（工場、事務所、店舗等建物、構造物）の地震に対する耐性を強化しておくことは、経済活動の維持のみならず、地域雇用の早期回復、地域コミュニティの再生にとって重要であることは、東日本大震災の教訓から明らかである。

公共的なインフラの強化と企業など民間施設の強化が連携して行われなければ、地域としての防災力や減災力がシステムの的に向上しない。この点で企業などの自主的な地震対応力の向上を促進することが重要である。

企業が、耐震強化、液状化対策、津波対策など地震の対応力向上を図る典型的な行為と公益的・公共的な意義の関係は以下のとおりである。

典型的な行為	公益的・公共的意義
・生産設備などの対応力向上投資	・生産活動の持続。サプライチェーンの寸断防止。影響の全国波及阻止 ・地域雇用の持続性向上への貢献 ・道路など公共インフラの強化と同調して行われれば、一層効果的
・商業設備などの対応力向上投資	・周辺住民の日常生活の継続に貢献 ・道路など公共インフラの強化と同調して行われれば、一層効果的
・ホテルや旅館などの宿泊施設、企業の研修施設・体育館などの対応力向上投資	・周辺住民などの避難場所となりうる ・負傷者などの緊急収容先となりうる
・電気、ガス、水道、通信などの施設の対応力向上投資	・ライフラインの機能の持続性に貢献
・土木建設会社などの施設の対応力向上	・復旧活動の迅速な展開に貢献
・病院などの施設の対応力向上	・救護活動などの迅速な展開に貢献

1. 5. 防災・減災対策を促進する制度の整備状況 ～ 現状は不十分である

現在、地震動に対する税制の優遇措置として、「住宅に係る耐震改修促進税制」により、所得税の特別控除、固定資産税の減額措置が認められている。事業用建築物については、一昨年11月に施行された改正耐震改修促進法において、住宅や不特定多数の者が利用する建築物の耐震改修を促進する税制が整備されたが、一般企業の防災・減災対策を対象とした税制は存在していない。

東日本大震災の教訓を活かし、地震動のみならず、津波、液状化などを含めた、震災に対する総合的な防災・減災対策を促進させる制度の創設が必要と考えられる。

1. 6. 「津波対策の推進に関する法律」などの精神の具現化 ～ 喫緊の課題である

平成23年6月に施行された「津波対策の推進に関する法律」の第16条において、「国は、津波対策の推進に関する施策を実施するため必要な財政上又は税制上の措置その他

の措置を講ずるよう努めるものとする。(以下、略)」とされている。

この法律の趣旨に則り、企業が自己の施設の地震対応力を向上させる投資などの行為を促進する税制を創設することは喫緊の課題と考えられる。

その際、同法律が意図する津波対策に限らず、液状化、揺れなどを視野に入れた総合的な対策とする必要がある。

1. 7. 国土強靱化基本計画の実効性の向上 ～ 企業へ参加呼びかけが必要である

平成 26 年 6 月に、「国土強靱化基本計画」が閣議決定された。これに基づき、住宅・都市、エネルギー、情報通信、産業構造、交通・物流、農林水産、国土保全などの一連の分野について対策が講じられているところである。

対策が効果を上げるためには、国民経済全体のレジリエンス、すなわち経済活動から見た国土強靱化に、個々の企業が参加するインセンティブを与えることが必要である。そのためには、企業が自主的に行う防災・減災対策を後押しする税制の整備が有効なインセンティブとなると考えられる。

2. 要望する税制のフレームの基本的考え方

以上の背景や必要性を踏まえ、今般要望する税制のフレームの基本的な考え方は以下の通りである。

2. 1. 対象の事業者および行為をなるべく広くする

税制の対象となる事業者は製造業、サービス業、建設業、農林業等の業種を問わず、なるべく広くカバーすることが重要である。また、対象行為は、地震動対策、液状化対策、津波対策と言った地震の主要な 3 つの有害性に対抗できるよう対策行為を幅広くカバーすることが重要である。

2. 2. 総合的な対策の一環として税制を位置付ける

企業の防災・減災対策の促進に働くインセンティブとしては、税制、補助金、政策金融などが考えられる。それらは、一体的・総合的な政策パッケージとなることが望ましい。したがって、税制は、総合的な対策の一環として位置づけられることが重要である。

2. 3. 行為主体間の役割分担と連携の促進を図る

防災・減災対策を促進するには、官民の役割を整理する必要がある。国、自治体が、公共インフラの基盤整備（津波対策としての防潮堤・防波堤など、リダンダンシーの確保のための交通インフラ等）などを実施する前提で、官民が協調して防災・減災対策を

講じることが重要である。

2. 4. 企業のハード面の事前対策に焦点を当てる

震災対策は下図のように体系的な施策を念頭に置いて推進されるべきものであることは当然である。

この提言においては、このうち、事前対策の中のハード面の対策に特に焦点を当てている。

【事前対策：未然防止、ダメージの軽減】

①ハード面

- ・地震動：耐震対策（耐震・制震・免震）、
- ・津波対策：上層階への重要設備移転、リスクの少ない地域への移転、防波堤・防潮堤の建設、予備施設の建設など
- ・液状化対策：地盤の改良、構築物による改善、地盤の良い地域への移動など

②ソフト面・その他

- ・社員への防災教育の強化、物資備蓄の適正確保、帰宅困難者への対応準備、地元地域と連携したBCPの策定など

【復旧段階】

- ・情報の収集・分析・公表
- ・情報のバックアップ体制の構築
- ・同業者間で行う人的・物的支援体制の構築
- ・自家発電設備の設置、燃料の確保 など

2. 5. 企業の自発的な対策行動を後押しする

企業が、法律上の義務の範囲内にある防災・減災対策を行う場合に、これを支援する税制と組み合わせれば実効性が向上すると考えられる。また、法律上の義務の範囲を超えて、より高いレベルで防災性を実現しようという企業の自発的で意欲的な行動を後押しする税制の整備が一層望まれる。

2. 6. 重点実施期間を定める

防災・減災対策は、震災に備えて重点的に実施する必要があることから、5年程度を重点期間と位置づけた租税特別措置法での創設が適当と考えられる。

創設後は、重点期間における進捗状況などを踏まえ、期間の延長や制度の拡充などの検討を行う。

以上

参考資料

参考資料 1 中部圏を中心としたハード面における企業の防災・減災対策の事例

(1) 沿岸部から内陸部への移転などに関する具体的な事例

企業名	県	内容	公表・報道時期
スズキ(株)	静岡県	地震・津波対策及びBCPの観点から、各所に分散している二輪車事業を2019年に浜松市都田地区に集約予定	2015年3月
三重リコピー(株)	三重県	津波被害を想定し、津市沿岸部より津中勢北部サイエンスシティ(内陸部)へ本社を移転	2014年11月
日鑄工業(株)	静岡県	津波被害を想定し、海岸から2・5キロ(磐田市)の現本社工場を、13キロの新本社工場(浜松市)へ移転	2014年10月
プロマット・ジャパン(株)	三重県	四日市市沿岸部にあった工場を津中勢北部サイエンスシティ(内陸部)へ移転し、本社機能を集約	2014年10月
三重ヤクルト販売(株)	三重県	震災リスクに備えて鈴鹿市の本社を津市内陸部へ移転	2014年1月
清和海運(株)	静岡県	自社と顧客企業のBCPへの対応と広域物流ネットワークサービス拡大のため、津波の危険のない内陸部に新物流拠点を追加	2013年12月
三交不動産(株)	三重県	防災機能の充実や、環境配慮の観点より、現在の津丸の内ビル西側駐車場に新本社ビルを建設	2013年10月
(株)ハマキョウレックス	静岡県	南海トラフ巨大地震による津波対策として、浜松市の遠州灘海岸近くにある本社を同市中区の浜松駅近くに移転(予定)	2013年6月
NHK(津放送局)	三重県	老朽化に加え、津波被害の可能性があるNHK津放送局を来春移転する三重県博物館の跡地に移転	2013年5月
(株)河合楽器製作所	静岡県	津波対策として竜洋工場(静岡県磐田市)内にあるピアノ技術開発部門の静岡県内陸部への移転	2013年3月
旭化成ファーマ(株)	静岡県	南海トラフ巨大地震に備えて、静岡県の富士医薬品工場の移転を検討	2013年2月
日機装(株)	静岡県	東海大震災に備え、静岡製作所(静岡県牧之原市)の工場生産設備を金沢製作所内の遊休地に新設する工場に移転	2012年9月
(株)百五銀行	三重県	東海・東南海・南海三連動地震(M9)を想定し、新本館ビルとして2棟を建設予定。2棟のビルを建設することで相互補完機能を持たせ、どちらかのビルにより本部・本店機能の維持・継続を図る	2012年4月
住友電装(株)	三重県	東海・東南海・南海の三連動地震の想定震源地に近い四日市市の沿岸部にある本社機能を内陸部の四日市駅近辺に移転	2012年3月
F. C. C(株)	静岡県	磐田市内の2工場を浜松市や三重県に移転	2012年3月
(株)アルコム	三重県	東日本大震災で仙台市の工場が被災。電力安定供給可能な三重県玉城町へ新工場を移設	2012年3月
みえぎょれん販売(株)	三重県	津市の沿岸部の拠点を伊勢市の内陸にある工業団地「サン・サポート・スクエア伊勢」に移転	2012年1月
ヤマナカフーズ(株)	三重県	伊勢市の漁港付近に構える本社機能の半分を2012年夏を目途に伊勢市内陸にある工業団地「サン・サポート・スクエア伊勢」に移転	2011年11月
キクカワエンタープライズ(株)	三重県	伊勢市沿岸部の拠点の老朽化と自然災害への備えとして「伊勢市内陸にある工業団地「サン・サポート・スクエア伊勢」の用地を取得し機能を移転	2011年10月
スーパーサンシ(株)	三重県	東日本大震災後、レジシステムを統括していた四日市市にあった本社を鈴鹿市へ移転	2011年8月
スズキ(株)	静岡県 愛知県	地震や津波、原発、液状化現象の影響を受ける可能性があるため、浜松市の本社や静岡、愛知県の工場について移転や生産の分散を検討	2011年6月

(2) その他の具体的な事例

企業名	県	内容	公表・報道時期
株静岡銀行	静岡県	蒲原支店を移転オープンするにあたり、地域の防災計画に協力するため、静岡市の「津波避難ビル」の指定基準に合致させた	2014年2月
トヨタ自動車(株)	愛知県	田原工場で津波災害に備えた防潮堤整備を検討	2013年5月
中部電力(株)	静岡県	浜岡原発で約1,500億円をかけた津波対策など設備強化	2013年5月
ブラザー工業(株)	愛知県 三重県	愛知県、三重県の5工場で20～30億円で柱などの耐震補強	2013年5月
大同特殊鋼(株)	愛知県	名古屋港に面した事業所に3億円かけて津波避難用ビル開設	2013年5月
株Mizkan Holdings	愛知県	本社関連の3施設にガス遮断装置を設置	2013年5月
株スズケン	愛知県 静岡県	静岡県、愛知県など9物流センターに自家発電機を設置	2013年5月
東邦ガス(株)	愛知県	復旧車用のガソリンを構内の給油所で確保。天然ガス車も配備	2013年5月
株TOKAIホールディングス	静岡県	企業のBCPやDRへのニーズに対応するため、岡山県に第3のデータセンターを構築	2013年3月
東海染工(株)	静岡県	南海トラフ地震による津波対策として、磐田事業所の人員およそ半分を浜松事業所に配置転換し、染色設備の大半をインドネシア子会社に移設	2012年9月
米久(株)	静岡県	地震や津波、停電などのリスクを分散するため、沼津市の本社のみならず配置していた受発注等のデータ管理機能を名古屋市にも配置	2012年8月
トヨタ自動車(株)	愛知県	海岸に近い田原工場、衣浦工場について、津波発生の際に従業員が屋上に避難できるよう屋根を補強及び避難経路となる階段を増設	2012年3月
東海旅客鉄道(株)	愛知県	地震で車輪が浮き上がった場合、他方の車輪をガードが支えて脱線を防ぐ地震対策工事を2020年までに、新幹線の東京—新大阪(518キロ)で順次実施	2013年1月
名古屋鉄道(株)	愛知県	大規模地震による被害を最小限に抑える為、高架橋柱などの耐震補強を実施予定	2015年3月

参考資料2 「中経連会員アンケート」(平成26年6月実施)

(1) Q: 日本大震災以降、実施されたハード面の防災・減災対策(複数回答)

	回答数	回答率	昨年の回答率
1 施設の耐震調査	112	56%	53%
2 液状化現象に対する地盤調査	25	13%	7%
3 津波解析等の調査	20	10%	13%
4 天井落下防止対策	35	18%	13%
5 施設の耐震改修、制震補強、免震補強等の工事	115	58%	45%
6 津波対策としての上層階への重要設備の移転	16	8%	7%
7 津波避難棟の建設	14	7%	3%
8 防波堤、防潮堤の建設	7	4%	2%
9 上記6~8以外の津波対策	15	8%	5%
10 液状化対策としての地盤改良工事	10	5%	1%
11 液状化対策としての構造物補強工事	12	6%	2%
12 地震(地震動、液状化、津波等)リスクの低い地域への施設の移転・新設	29	15%	14%
13 予備施設の建設	12	6%	1%
14 その他	17	9%	6%

回答率の母数: 総回答数

* 何らかの対策を実施した回答数: 176、回答率: 88% (前年の回答率: 79%)

(2) Q: 現在検討しているハード面の防災・減災対策(複数回答)

	回答数	回答率	昨年の回答率
1 施設の耐震調査	42	21%	26%
2 液状化現象に対する地盤調査	10	5%	4%
3 津波解析等の調査	7	4%	7%
4 天井落下防止対策	41	21%	16%
5 施設の耐震改修、制震補強、免震補強等の工事	100	50%	41%
6 津波対策としての上層階への重要設備の移転	15	8%	7%
7 津波避難棟の建設	7	4%	3%
8 防波堤、防潮堤の建設	4	2%	5%
9 上記6~8以外の津波対策	11	6%	5%
10 液状化対策としての地盤改良工事	6	3%	2%
11 液状化対策としての構造物補強工事	8	4%	5%
12 地震(地震動、液状化、津波等)リスクの低い地域への施設の移転・新設	37	19%	14%
13 予備施設の建設	13	7%	4%
14 その他	2	1%	5%

回答率の母数: 総回答数

* 何らかの対策を検討している回答数: 155、回答率: 78% (前年の回答率: 73%)

以上